

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会

医療・福祉・労働部会（第26回）

議事次第

日時：平成21年12月10日（木）

13:00～15:00

場所：内閣官房地域活性化統合事務局

永田町合同庁舎7階特別会議室

（議 事）

1. 開 会
2. 平成21年度評価について
3. その他
4. 閉 会

（配付資料）

資料1 平成21年度の評価対象となる規制の特例措置等一覧（医療・福祉・労働部会）

資料2 平成21年度の評価対象となる規制の特例措置の関連資料

資料2-1 特例措置番号910の関連資料

資料2-2 特例措置番号933の関連資料

参考資料1 評価・調査委員会委員名簿

参考資料2 評価・調査委員会専門部会名簿

参考資料3 明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）（抄）

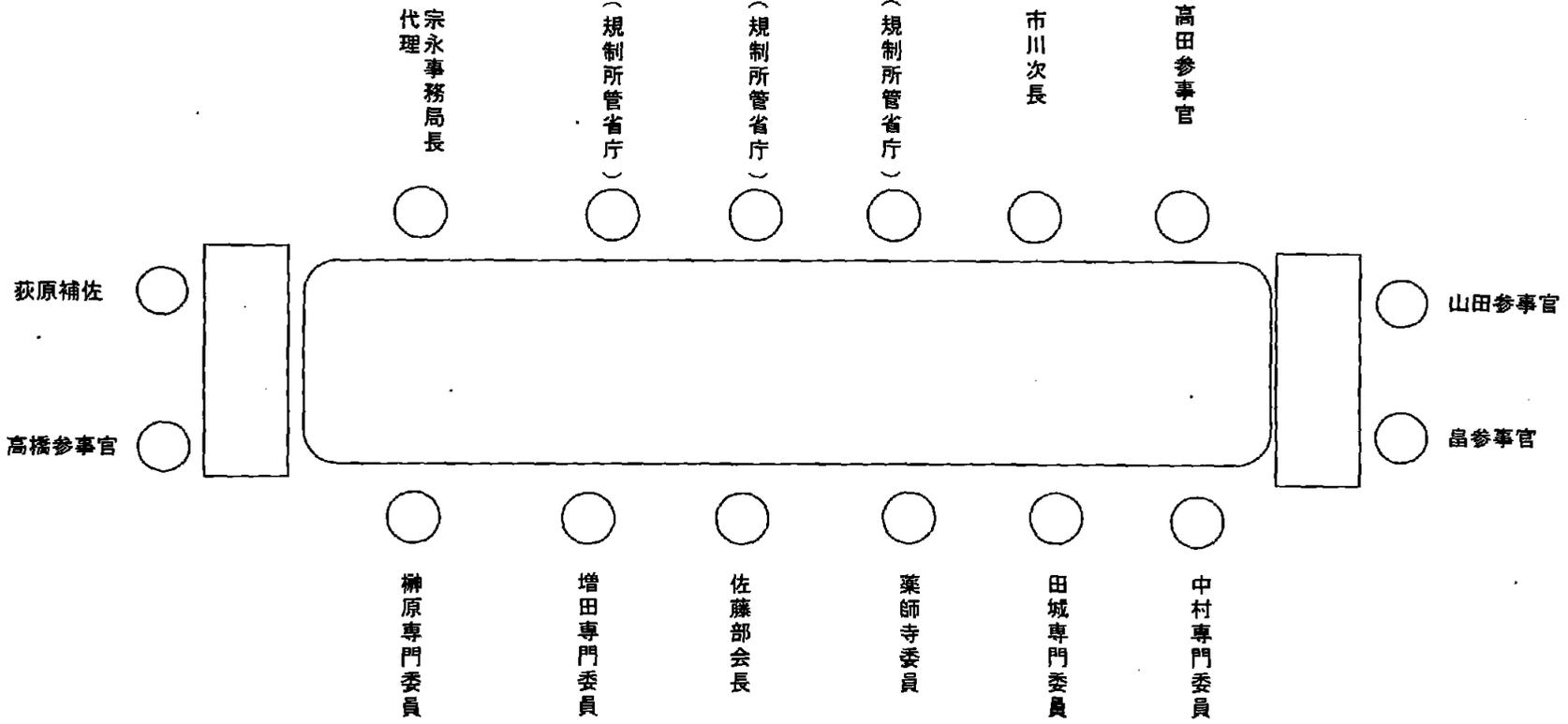
構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会（第26回） 着席表

平成21年12月10日(水)
13時00分～15時00分
永田町合同庁舎7階
特別会議室

出入口 受付

出入口

傍聴席(各省庁・マスコミ・一般)、随行者



(特区室)

(特区室)

速記

平成21年度の評価対象となる規制の特例措置等一覧(医療・福祉・労働部会)

資料1

所管省庁	番号	特例事項名	措置区分	特例の概要	適用状況 (第20回 認定まで)	継続案 件か
厚生労働省	910	病院等開設会社による病院等開設事業	法律	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。	1	19 20
厚生労働省	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	省令	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。	86	17上 18上 19 20
厚生労働省	933	特別養護老人ホーム等2階建て準耐火建築物設置事業	省令	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることができる。	1	18下 20
厚生労働省	934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	省令	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用できる(この場合でも、障害者自立支援法に基づく給付の対象となる)ようにし、身近な場所でのサービス利用を可能とする。	12	20

特例措置番号910の関連資料

【審議事項】

- ① 評価・調査委員会による調査結果 1
- ② 規制所管省庁による調査結果 4

【参考資料】

- ③ 評価対象となる規制の特例措置の概要 6
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の別表 7
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置のマニュアル 9
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 12
- ⑦ 平成20年度の評価意見 13
- ⑧ 評価・調査委員会による調査結果(平成20年度実施分) 14
- ⑨ 規制所管省庁による調査結果(平成20年度実施分) 18

①評価・調査委員会による調査結果

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

特定事業の概要など（発送数：1、回収数：1）						
都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療産業特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている

効果が発現しているかわからない理由（地方公共団体の回答）

地域の医療機関やバイオベンチャーとの提携はあるが、連携が限定的なこともあり現状では特区の効果と言えるか分からない。

予定より遅れている理由（地方公共団体の回答）

現在までのところ診療所経営に注力していると思われるため。

特区実施にあたっての地方公共団体の役割（地方公共団体の回答）

協議会を設置し、地元医療関係団体や立地市との医療の安全確認の場を設けている。支援については、他のバイオベンチャーに対するのと同じである。

特定事業成功のために最も重要な鍵（地方公共団体の回答）

経営の安定化。

他地域ではおそらく発現しないと思われる効果（地方公共団体の回答）

現在までのところ特に認められない。

将来展望など（地方公共団体の回答）

一定年数経過後、実績を勘案して関連分野等においても一層の規制緩和が認められる等のがなければ、大きな展開は望めないと考える。

【規制の特例措置毎に異なる質問項目】

経済効果以外の効果（地方公共団体の回答）

神奈川県がバイオ産業の振興に力を入れているというPR効果。

本特定事業の現在の適用会社以外に、構造改革特別区域内の会社から新たに適用会社となることについて相談やまた、新たに適用会社とする方向で検討中の案件（地方公共団体の回答）

相談はあったが、現在検討中の案件はない。

他の都道府県から照会や相談（地方公共団体の回答）

なし。

本特定事業の活用例が少ないことの理由（地方公共団体の回答）

特区診療所で行える医療行為が非常に限定的なため、診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる。

本特定事業の普及促進のための工夫（地方公共団体の回答）

本県の特区は特定事業者が一つの民間企業に限られているため、普及促進が特定の企業支援となってしまうので困難。

病院等だけではなく、患者や住民の声を直接反映するような取組や寄せられた声（地方公共団体の回答）

美容外科医療という一般的に特に秘匿を要するサービスのため、事業者である診療所以外が患者などの声を聴取するのは困難。

適用事例が少ないことについて、要件や手続きなどの問題（当該病院（事業者）の回答）

事業性の実証がない限り、適用事例は増加しないと考える。事業性の実証には、新技術の場合5年はかかる。事業性の実証を加速するためには、最終顧客である患者やその周辺の方々が正しい情報を収集できることが基本であり、そのためには広告宣伝の適切な自由化が望まれる。また、実施可能な医療の範囲を広げて欲しい。医療行為に関する特許を認めていただきたい。これらは医療産業化のインフラであるとする。

他県での医療経営を展開するとした場合、障害となり得るもの（当該病院（事業者）の回答）

医療技術の流通がオープンに活発に行えるよう、広告宣伝の規制が適切に見直されること。他県への出張による診察（外来）を可能にいただくこと。

特定事業に関連する他の問題（当該病院（事業者）の回答）

海外からの問い合わせや引き合いは非常に多く、また欧米大手メディアの関心も高い。しかし外国人医師への臨床教育は診療所には許されていない。海外の患者へ治療機会を提供するためには、教育に関する規制の見直しを望みたい。

将来展望（当該病院（事業者）の回答）

- 当社は細胞治療に基づく再生医療を実用化することを使命としている。近い将来は、神経再生を手掛けることにより、交通事故等で脊髄損傷になった患者の治療を実現したい。
- また、細胞を保存するセルバンク事業を立ち上げ、若い時に保存した細胞が、将来の治療の材料になり、また抗加齢医療にも使用できるバンクにしたい。

今後、特定事業の対象となっている医療行為が、医療法人等に限り医療保険の適用となった場合、当該分野についての対応（当該病院（事業者）の回答）

乳がん患者の乳房再建については、当社は医療機関への技術提供者となるビジネスモデルへの移行を検討する。

医療従事者の配置・体制（当該病院（事業者）の回答）

①医療従事者数

資格	人数		人数 (常勤換算)
	常勤	非常勤	
医師	10(6)	8(5)	3.5(2.77)
看護師	7(7)	4(3)	4(5.81)
その他	5(7)	2(2)	4(4.06)

②患者の概数 4人/日 (2.8人/日 ※外来患者数)

③病床数 4床 (4床)

◆カッコは2008年9月実績値

1年前と比べて、1か月当たりの患者数や手術件数（当該病院（事業者）の回答）

ほとんど変わらない。

1年前と比べて、貴院の診療内容に関する、患者等からの問合せや貴院HPアクセス件数等（当該病院（事業者）の回答）

増加している。

貴院開設以降現在まで、貴院の患者を他の医療機関に紹介した件数（当該病院（事業者）の回答）

131名の患者を他院へ紹介している。

特定事業が実施されることによる、地域医療への影響（地域の医療関連団体の回答）

- 株式会社の医療参入に関して、非常に強い衝撃を受けた。計画段階で神奈川県医師会が申し入れた、「安全性の確保」、「混合診療は一切行わない」、「美容外科のみの診療科とする」という姿勢を今後とも継続することについて、十分な監視をお願いしたい。
- 介護保険への株式会社の参入が、全国各地で巻き起こしている諸問題をみれば明らかなおろ、営利を目的とする株式会社による医療への参入は、地域医療に悪影響を与えるもので、国民皆保険制度、保険医療制度の崩壊を招く可能性がある。ただし、この事業においては、現在のところ特段の影響は認めていない。

② 規制所管省庁による調査結果

平成21年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 規制所管省庁名	厚生労働省
2. 特定事業の番号	910
3. 特定事業名	病院等開設会社による病院等開設事業

4. 弊害の発生に関する調査

4-1. 調査(その1) ※複数回の弊害を想定して調査を行った場合は、弊害ごとに4-2以降同様の様式を用いて記述すること。

①	調査内容	<p>①バイオマスターにおいて、以下の項目について調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特区を活用したことによる経営状況について ・ 前回の調査を踏まえ、改善等の状況について ・ 今後の経営活動について <p>②都道府県に対して、株式会社による医業経営に関する特区を活用したいという相談があったかどうか、また、その場合、特区制度を活用しない結論に至った原因はなにか、調査を行う。</p> <p>③株式会社立医療機関の運営の状況等について、その実態調査を行う。</p>
②	調査方法	アンケート
③	調査対象	バイオマスター、株式会社立医療機関、都道府県
④	実施スケジュール	<p>①アンケートの配布時期:平成21年10月中旬</p> <p>② " 回収時期:平成21年11月上旬</p>
⑤	調査結果	<p>[調査①について・・・以下の質問に対する株式会社バイオマスターからの回答]</p> <p>(1)意見記載</p> <p>①特区制度を運用していく上で、何か支障になっていること(特に広告やPRに関して)があるか。という設問に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高度医療には相応の先行投資があるため、積極的な販売促進活動が行えないと回収に苦勞する。高度な医療である旨の適正なプロモーションが出来る様、制度面の支援が欲しい。 ●海外に技術展開するに先立ち、診療所レベルでも外国人医師に臨床教育できる仕組みが欲しい。 ●公的な広報で、当社の活動を紹介して欲しい。 <p>との回答を得た。また、</p> <p>②特区制度を実施するにあたり、株式会社としての経営上の支障があるか。という設問に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当社の患者は全国から来院される。患者の便益を考えると、当社から各地に出張して診療を行えることが望ましい。 <p>との回答を得た。</p> <p>(2)相談について</p> <p>①「貴社に対して、特区制度に関して適用希望者から相談はあったか。」という質問に対し、「2件あった」との回答を得た。また、</p> <p>②「相談者が特定されない範囲で相談内容について」伺ったところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん治療分野での特区を行うことについての相談 ●海外企業からのヒアリング(日本の制度の研究) <p>という回答を得た。</p> <p>[調査②について・・・47都道府県に対して調査を行ったところ、44都道府県から回答を得た]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることを知っているか否かという質問に対し、1自治体が「知らない」と回答。 ●特区制度の活用に関する相談については、1自治体が昨年からの1年間に1件の相談が「あった」と回答 ●当該自治体に確認したところ、実際に特区に活用に至らなかった理由について、「地域の関係者間の合意が得られなかったため」と回答。 <p>[調査③について・・・69の株式会社立医療機関にアンケート調査を行い、57病院から回答を得た]</p> <p>(1)経営状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「会社全体の事業に占める割合」について、「会社全体の事業に占める割合」が1%以上の病院は10病院であった。 ●「剰余金・損失」について、5病院が剰余金有りと回答した。 <p>(2)「株式会社立医療機関であることのメリット」という設問に対し、主な回答として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病院収支が悪化しても、本社の利益に吸収が可能 ●本社の信用により資金調達が容易になるため、設備投資や人員配置などの面におけるサポートが期待できる ●会社として地域に貢献できる <p>を挙げている。</p> <p>(3)「株式会社立医療機関であることのデメリット」という設問に対し、主な回答として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助金等の対象から外されることが多い ●本社の決定に左右されるため適時適切な対応ができない ●訴訟のトラブルが本社に影響する <p>を挙げている。</p> <p>(4)今後も株式会社立医療機関を続けていくと回答した医療機関は43病院であり、主な理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社員の健康保持・増進のため行う会社の福利厚生事業であるため ●また、会社としての社会貢献、地域貢献ため ●現状の収益構造では独立採算は取れないため <p>を挙げている。</p>

⑥	<p>特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無</p>	<p>現在、株式会社特区病院についての弊害は具体的に把握されていない。しかしながら、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、事業主体の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではない。</p>
⑦	<p>全国展開により発生する弊害の有無</p>	<p>⑥に記載したとおり、特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無が明らかでないため、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできない。</p>

③評価対象となる規制の特例措置の概要

病院等開設会社による病院等開設事業（910）【株式会社病院特区】

<原則>

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

<関係法令>

医療法第7条第5項等

<取り巻く環境の変化>

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

構造改革特区を活用することにより

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することを可能にする。

<主な要件>

- 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- 比較広告、誇大広告を行ってはならないこと。

認定計画数：1件（平成21年7月17日現在）

◎実際の取組事例

～かながわバイオ医療産業特区～

実施主体：神奈川県

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。



④評価対象となる規制の特例措置の別表

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第5項等
特例を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。</p> <p>① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。</p> <p>② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。</p> <p>③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。</p> <p>2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第1項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨を広告することができる。</p> <p>3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。</p> <p>5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。</p> <p>※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断 ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤提供精子による体外受精 ⑥その他これらの医療に類する医療</p> <p>※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。</p> <p>※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。</p> <p>※4 具体的には、医療法第6条の5第4項の規定に基づき医療法施行規則第1条の9に規定する広告の方法及び内容に関する基準（①提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、②提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。）に適合するとともにその内容が虚偽にわたらないことと規定している。</p>

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑤評価対象となる規制の特例措置のマニュアル

910 病院等開設会社による病院等開設事業

1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第5項の規定にかかわらず、許可を与えることとするとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条の規定にかかわらず、保険医療機関の指定は行わないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、

規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づき医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）

イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）

ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（エに規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）

エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができること。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）

オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）

カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第6条の5第1

項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することができますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療法施行規則第1条の9各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- ② 提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。
- ③ 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならないこと。
- ④ 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行ってはならないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

認定特区一覧(910)

番号	都道府県名	認定地方公共 団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例 措置の番号
1	神奈川県	神奈川県	かながわバイオ 医療産業特区	神奈川県の全域	<p>地域経済の活性化には先端的で高度な研究成果に基づき新たな技術・産業の創出促進が重要であり、中でもバイオ関連技術は多様な業種への波及効果が期待される分野である。そこで、本特区計画により、バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。</p>	910

⑦平成20年度の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
⑤	評価	その他(平成21年度に評価を行うとともに、内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することは困難であり、今後は本特例措置以外の事例の調査も行うほか、本特例措置についての周知や情報提供を一層進める必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、 ・本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、本特例措置を現在実施している特区が全国で1件(その中で、適用事業者が1件)しかない状況であり、当該調査結果が本特例措置そのものに由来するものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものであり、常に同様の成果を収めることができるとは限らないのか、必ずしも明らかではないこと ・本特例措置の適用事業者は、現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあること から、現段階では適切な分析を行うことはできず、全国展開により発生する弊害の有無について判断することは困難であるとのことである。 また、本特例措置については、現在実施している特区が全国で1件にとどまっているが、規制所管省庁によれば、その理由の1つとしては、周知が十分でないことが考えられるとのことである。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、一定年数経過後、実績を勘案して関連分野等においても一層の規制緩和が認められる等のことかなければ大きな展望は望めない、行える医療行為が限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、高度な医療として定義されている単一の医療技術しか提供できない部分に不自由さを感じる場合がある(適用事業者)などの指摘もみられる。</p> <p>さらに、本特例措置によらずに、昭和23年の医療法施行前から株式会社により開設され、経営されている医療機関や、同法施行後であっても職員の福利厚生を主たる目的として株式会社により開設され、経営されている医療機関が現在も存在し、地域の医療に貢献している例もみられる。規制所管省庁によれば、これらについては、株式会社が経営していることによる弊害は、特に把握されていない。</p> <p>以上より、平成21年度においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置そのものに由来する弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行うこと。併せて、上記の株式会社により開設され、経営されている医療機関の運営の状況等について規制所管省庁において調査を行い、その運営実態を明らかにすること。 これらの調査を踏まえ、平成21年度に評価を行うとともに、上記の地方公共団体等の指摘に係る検討を行う。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置についての周知や一層の情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

⑧評価・調査委員会による調査結果（平成20年度実施分）

特定事業番号	910（医療・福祉・労働）
特定事業名	病院等開設会社による病院等開設事業
特定事業の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
措置区分	法律

<規制の特例措置に共通の質問項目（地方公共団体の回答）>

特定事業の概要など（発送数：1、回収数：1）						
都道府県	申請主体名 (地方公共団体)	特区の名称	進捗段階	予定との差	効果の 発現	効果の 内容
神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療産業 特区	現在特定 事業を実 施中	認定時の予 定より遅れ ている	わから ない	—

進捗が予定より遅れている場合の理由

- ・ 現在までのところ診療所経営に注力していると思われるため。

具体的な効果が発現しているかわからない理由

- ・ 地域の医療機関やバイオベンチャーとの提携はあるが、連携が限定的なこともあって現状では特区の効果と言えるか分からない。

特定事業の実施に際しての地方公共団体の役割

- ・ 協議会を設置し、地元医療関係団体や立地市との医療の安全確認の場を設けている。支援については、他のバイオベンチャーについてと同じである。

特定事業の成功に向けての鍵

- ・ 経営の安定化。

特定事業の将来に向けての展望等

- ・ 一定年数経過後、実績を勘案して関連分野等においても一層の規制緩和が認められる等のことがなければ、大きな展開は望めないと考える。

<規制の特例措置毎に異なる質問項目>

雇用創出や関連産業への波及等の経済的効果（地方公共団体の回答）

- ・ 現在までのところ、経済的効果があったと言える段階には至っていないが、バイオ系ベンチャー企業との連携は見られる。

経済的効果以外の効果（地方公共団体の回答）

- ・ 神奈川県がバイオ産業の振興に力を入れているというPR効果。

現在の適用会社以外に、新たに適用会社となることについての相談（地方公共団体の回答）

- ・ 相談はあったが、現在検討中の案件はない。

特定事業を活用する特区計画の件数が全国的に少ない状況に鑑み、特定事業を活用するに当たっての問題点（地方公共団体の回答）

- ・ 特区診療所で行える医療行為が非常に限定的なため、診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる。

特定事業の普及促進のための工夫（地方公共団体の回答）

- ・ 本県の特区は、特定事業者が一つの民間企業に限られているため、普及促進が一企業支援となってしまうので困難。

患者や市民の声を直接反映するような取組（地方公共団体の回答）

- ・ 美容外科医療という一般的に特に秘匿を要するサービスのため、事業者である診療所以外が患者などの声を聴取するのは困難。

特定事業の適用事例が少ない状況に鑑み、適用事例の拡大が図られていない原因及び要件・手続きなどの問題（当該病院等開設会社の回答）

- ・ 高度な医療として定義されている単一の医療技術しか提供できない部分に不自由さを感じる場合がある。

他県での医療経営を展開するとした場合の障害（当該病院等開設会社の回答）

- ・ 現状、本特例が適用されているのは「かながわバイオ医療産業特区」のみであることから、他県で医療事業を展開しようとする際は、当地に新たな特区が新設されることが必要である。この部分の諸段取りの負荷や不確実性が、他県での展開の障害として挙げられる。

特定事業に関連する他の問題（当該病院等開設会社の回答）

- ・ 特になし。

特定事業を実施する上での将来展望（当該病院等開設会社の回答）

- ・ 現在の高度美容医療を足場にして、新しい医療技術を生み出し、次なる高度医療を創出するという循環を起こしたい。

特定事業の内容が医療法人等に限り医療保険の適用となった場合の対応（当該病院等開設会社の回答）

- ・ 現在の法体系では、本特定事業の内容が保険適用になった場合、事業継続は困難であると解釈している。そうなった場合、医療機器やノウハウの提供など、形態を変えて事業を継続したい。

医療従事者の配置・体制及び患者の概数（当該病院等開設会社の回答）

① 医療従事者数

資格	人数			人数 (常勤換算)
	常勤	非常勤		
医師	6	1	5	2.77
看護師	7	4	3	5.81
その他	7	5	2	5.06

② 患者の概数（1日平均外来患者数）：2.8人/日

（いずれも、2008年9月実績値）

1年前と比較した1か月当たりの患者数や手術件数の状況（当該病院等開設会社の回答）

- ・ 増加している（約10%増）。

1年前と比較した診療内容に関する問合せやHPアクセス件数等の変化（当該病院等開設会社の回答）

- ・ ほとんど変わらない。

開設以降現在まで、患者を他の医療機関に紹介したケース（当該病院等開設会社の回答）

- ・ 医療連携書の発行：53
- ・ 画像診断機器等を用いた検査依頼：375

(2006/7～2008/9 まで)

特定事業が地域医療に与える影響（地域医療関連団体の回答）

- ・ 株式会社の医療参入に関して、非常に強い衝撃を受けた。計画段階で神奈川県医師会が申し入れた、「安全性の確保」、「混合診療は一切行わない」、「美容外科のみの診療科とする」という姿勢を今後とも継続することについて、十分な監視をお願いしたい。
- ・ 介護保険への株式会社の参入が、全国各地で巻き起こしている諸問題をみれば明らかとおり、営利を目的とする株式会社による医療への参入は、地域医療に悪影響を与えるもので、国民皆保険制度、保険医療制度の崩壊を招く可能性がある。ただし、この事業においては、現在のところ特段の影響を認めていない。

以上

⑨規制所管省庁による調査結果

平成20年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 規制所管省庁名	厚生労働省
2. 特定事業の番号	910
3. 特定事業名	病院等開設会社による病院等開設事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	<p>①バイオマスターにおいて、以下の項目について調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特区を活用したことによる経営上の利点は何か、逆に弊害は何か ・ 今後、他県も含めた活動や他の高度医療分野への参入について構想があるか ・ 株式会社による医業経営参入が業界として今後発展する可能性について <p>②都道府県に対して、株式会社による医業経営に関する特区を活用したいという相談があったかどうか、また、その場合、特区制度を活用しない結論に至った原因はなにか、調査を行う。</p>
② 調査方法	アンケート
③ 調査対象	株式会社バイオマスター、都道府県
④ 実施スケジュール	・調査票による調査については、平成20年10月中に調査票を配布、平成20年10月末日途で調査票を回収、平成20年11月中旬に厚生労働省においてとりまとめ。
⑤ 調査結果	<p>[調査①について・・・以下の質問に対する株式会社バイオマスターからの回答。]</p> <p>(1) 特区を活用したことによる経営上の利点は何か、逆に弊害は何か</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特区を活用したことによる利点について、「機動的な資金調達が可能であること」と回答を得た。 ○ 一方、弊害については、「特区法上認められている高度医療の単一医療しか提供できない点」と回答を得た。 ○ また、(財)日本医療機能評価機構の協力を得て、小規模だが専門性の高い病院の病院機能評価における自己評価表とバイオマスターにおける回答とを比較し、弊害の有無について調査した。その結果、各調査対象領域においてほぼ同様の評価であったが、診療録の管理や資金管理・投資計画において、若干低い評価が見られた。これについて、バイオマスターからは、診療録管理に関しては、小規模な診療所であること、電子カルテ化への検討を予定しており、まだ途上であることを理由としている。また、資金管理・投資計画に関しては、バイオマスターの当初の事業計画に遅れがあり、これに伴って事業計画の見直しに着手していることから低い回答としているとの回答であった。これを踏まえると、バイオマスターにおいてこれらの項目が低い評価であったこと理由は、現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあることである。 <p>(2) 今後、他県も含めた活動や他の高度医療分野への参入について構想があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「① 現在、神奈川県において診療所の新たな開設等の予定の有無 ② 他県において株式会社による医業経営を行う構想の有無 ③ 現在認められている高度医療分野のうち、美容外科の分野以外で参入を予定している分野の有無 ④ 現在認められている高度医療分野以外に関心の高い医療分野の有無」 <p>について質問したところ、①から④のいずれも「いいえ」との回答。</p> <p>(3) 株式会社による医業経営参入が業界として今後発展する可能性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県において他社の参入があった場合、可能性のある分野として、 ①「特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層装置等による画像診断 ②「脊椎損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療」 <p>の2分野が考えられる、との回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同業者からの医業経営への参入についての相談については、「受けたことがない」との回答。 ○ 一方、株式会社による医業経営の広がる可能性については、「潜在的可能性は非常に高いと考える」との回答。 <p>[調査②について・・・47都道府県の衛生部局に対して調査を行ったところ、全てから回答を得た。]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることを知っているか否かという質問に対して、9自治体の衛生部局が「知らない」と回答。 ○ 特区制度の活用に関する相談については、2自治体の衛生部局が過去に合計4件の相談が「あった」と回答。(東京都1件、兵庫県3件) ○ 当該2自治体に確認したところ、実際に特区の活用に至らなかった理由について、「電話にて株式会社立が可能であるかの相談程度で、特区制度の活用については関係官庁への相談を促した」、「数回制度についての質問を電話相談で受けたが、その後申請や追加質問等がなかったため。」との回答。

⑥	<p>特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無</p>	<p>(1) 特区を活用したことによる経営上の利点は何か、逆に弊害は何か</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置の趣旨の一つである「株式会社の資金調達能力」が発揮されているとバイオマスターが回答している。一方、本特例措置の適用開始から今日までの資金調達の状況とその効果に関する具体的なデータについては把握していない。 ○ (財)日本医療機能評価機構の協力を得て病院機能評価における自己評価表とバイオマスターにおける回答とを比較したところ、いずれも自己評価同士ではあるが、ほぼ同様の評価であった。一方、現在実施している特区における弊害については、今回の調査において具体的に把握はされなかった。しかしながら、バイオマスターが現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあることから、現在実施している特区における弊害の発生の有無について、現段階で結論を得ることは尚早であると考えられる。 <p>(2) 今後、他県も含めた活動や他の高度医療分野への参入について構想があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バイオマスターが、現在提供している高度医療提供を拡大していく考えがないと回答している。また都道府県における調査では、事実関係を問う電話照会のみであり、株式会社立の医療機関設立の具体化に向けた相談などはない。 <p>(3) 株式会社による医業経営参入が業界として今後発展する可能性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バイオマスターが、現在認められている高度医療分野について参入の可能性があると回答している。その一方、都道府県における調査では、事実関係を問う電話照会のみであり、株式会社立の医療機関設立の具体化に向けた相談などはない。 ○ 本特例措置については、現在実施している特区が全国で1件にとどまっているが、その理由の1つとしては、都道府県に対する問合せの件数が少ないことからみて、本特例措置についての周知が十分でないことが考えられる。
⑦	<p>全国展開により発生する弊害の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置は、現在実施している特区が全国で1件しかない状況であり、今回の調査結果が本特例措置そのものに由来するものなのか、現在実施している特区に特有のものなのか明らかにすることは困難である。一方、バイオマスターが現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあることから、現段階では適切な分析を行うことはできず、全国展開により発生する弊害の有無について判断することは困難である。 ○ なお、今後とも、地方公共団体に対する本特例措置の周知が必要であると考えられる。

特例措置番号933の関連資料

【審議事項】

- ① 評価・調査委員会による調査結果 1
- ② 規制所管省庁による調査結果 5

【参考資料】

- ③ 評価対象となる規制の特例措置の概要 7
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の別表 8
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置のマニュアル 9
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 11
- ⑦ 平成20年度の評価意見 12
- ⑧ 評価・調査委員会による調査結果(平成20年度実施分) 13
- ⑨ 規制所管省庁による調査結果(平成20年度実施分) 17

①評価・調査委員会による調査結果

番号	933
特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
措置区分	省令
特例措置の内容	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、(木材を使用して)準耐火建築物とすることができる。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

特定事業の概要など(発送数: 1、回収数: 1)

都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
高知県	高知県	高知県産材利活用推進福祉特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

効果の発現(具体的内容)

スギやヒノキなどの木材を主材料として特別養護老人ホームを建設したことにより、入所者が快適に過ごせる空間の創設を行うことができた。また、県産材を使用することにより、林業の振興にも寄与している。

効果と地域の活性化

経済面の影響に関して具体的な検証等は行っていないが、県産材を活用することにより、地域社会の活性化に寄与しているものと思われる。

特定事業における要件・手続きの問題

立地条件や施設の構造等について、綿密な調査と協議が必要であること。

特定事業に関連する他の法制度等の問題

介護保険法や建築基準法、消防関係の法令との調整が必要であること。

特区実施にあたっての地方公共団体の役割

施設整備を行うにあたり、施設の構造や設備状況、災害対策等の施設の運営方針などについて適切な指導・助言を行い、安全面の確保を図っている。

特定事業成功のために最も重要な鍵

高齢者福祉施設であり、災害等緊急時の避難経路の確保や防火対策の充実等が重要と考える。(本件は、階段状の地形であったため、2階部分の入所者に対しても平屋と同じような避難経路を確保することができている。また、避難訓練も十分に実施するほか、防火対策についても基準以上の対策をほどこしている。)

他地域ではおそらく発現しないと思われる効果

比較できる案件がないので、検証できない。

将来展望など

木造施設とすることによって居宅に近い環境を整えることができるため、高齢者が安心して生活をおくることができ、高齢者福祉の充実を図ることができる。また、県産材活用により、地域経済の活性化を見込むことができる。以上のような観点から特別養護老人ホームのみでなく、高齢者福祉施設全般にわたって広域的な事業展開が行われることが望ましい。

【規制の特例措置毎に異なる質問項目】

特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の建物の総数（地方公共団体の回答）

- 特別養護老人ホーム：52 施設
- 老人短期入所生活介護事業所：53 施設（併設を含む）
- 介護老人保健施設：32 施設

特例を活用して準耐火建築物としている特別養護老人ホーム等の総数（地方公共団体の回答）

洋寿荘の1件。

準耐火建築物において、火災などが発生した場合の安全性を確保するための措置や工夫（運営事業者の回答）

- 居室3室ごとに延焼防止壁
- 居室から避難口まで30m以内
- 2階からの地上へのスロープ及びすべり台設置
- 緊急車輛通行可能な有効幅員4mの建物外周道路確保
- 避難訓練年3回以上
- スプリンクラー等消防設備・非常通報装置及び火災報知機の設置
- 燃え代設計により8寸角（24cm角）の柱
- オール電化の施設
- もとものの敷地の形状を利用して、海際に位置する建物を約3m掘り込んで建築したため、すべてのフロアから平行に避難が可能（入居棟2階と国道の高さが同じ）

夜間等非難困難な状況を想定し、屋外避難経路を活用した避難訓練の有無。訓練実施頻度と、訓練の結果問題点等があればその改善方策（運営事業者の回答）

- 平成21年度、年3回の避難訓練のうち、夜間想定避難訓練を1回（他に地震1回、日中火災1回）実施しており、避難経路にて、ベッド・すべり台・布団・車イス等による避難訓練は実施しているが、人員配置基準の夜勤者、2ユニット1名（全体4名）と宿直者1名での初期対応となる。また、重度要介護者が多く、情報伝達や指示については、理解が困難であり職員主導の避難誘導となるため避難時の混乱はなかったが、一人ひとりの避難に時間を要する。このことは準耐火構造とは関係なく、ユニット型施設における人員配置基準上の問題と考える。
- 1階、2階とも平行移動による避難が可能となっているが、特に重度要介護者は、家族の理解のもと、即、外部に避難ができる1階フロアを住居としている。
- 宿直者の夜間見回り回数の増加。

- 各フロア単位に消防法施行令第3条第1項第1号の規程による甲種防火管理者講習の課程を修了した者を配置。

木材を多用する場合の建築コストや修繕等の維持コストについて。耐火建築物で設置した場合と比較した場合の価格の違いや費用捻出の工夫（運営事業者の回答）

- 建築コストはRC構造等と比較し、低額入札が困難であった。施行業者も木造大型施設建築の実績があまりなく、国産材（県産材）であり資材調達から建築工程も含めコスト管理が不確定な面が多かったのではないかと考える。
- 維持修繕は、1年の経年検査の時点では、乾燥による戸板の反りやクロスとの隙間などが発生している状況で、細かい調整は必要であるが、特に負担が増すとは考えていない。ただし、床のヒノキ材は、弾力構造であり、人を傷つけない代わりに床自身が傷つきやすい。なお、当施設は海際に立地しているが、木材は潮風には強いと聞いている。
- 耐火建築物での価格の違いは比較していないため不明であるが、3,000㎡以下に区分けしたため、防火扉の設置場所が2倍となった。
- 法定の耐用年数が17年とRCに比べ2分の1以下であり、建築士の証明により延長としているが、法定どおりでは、内部留保があるとはいえ活動収支額がマイナスとなる。

施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等に関する施設利用者の変化。特に木材を多用したことによる評判・雰囲気の変化や、利用者層の変化（運営事業者の回答）

- 木の香り、木目のやさしさなのか引越当初から穏やかな日常生活が送れているように思う。
- 変化としては、転倒による骨折などの大きなケガが皆無となった。また、体調不良による受診（定期受診は含まない）も以前から比べれば格段に減少している。
- ご家族の来荘も増えている。
- ショートステイの利用率も平均95%以上であり、空床利用も含め対応しているが、やむなくお断りしているケースもあるほど。ちなみに旧施設での利用率は30%以下であった。
- 全国紙上や県外の新聞、また、団体等での紹介記事の掲載があった関係から、栃木県から鹿児島県まで各県から視察に来られ、見学された全ての方々が、ぜひ木造での建築をとの思いをもって帰られている。3度来荘された団体もある

実施による経済的効果（特別養護老人ホームの経営面、地域経済、産業等）（運営事業者の回答）

- 全国初の木造2階建てということで県外からの視察・取材等が多くあり、宿泊も含め、多少なりとも県の観光経済面でも寄与したのではないかと考える。
- 県産材は約1,330㎡使用（一般的な木造住宅での木材の使用量に換算すると約40棟分に該当）し、また、使用材木の県産材率が99%であることから、一定木材需要に寄与したのではないかと考えている。またRC造りなどで積極的に集材材を活用した場合と比較すると、木造建築はやはり柱に大量の木材を使用するため、当初想像していた以上に木材の使用量が多かったように感じる。

木材を多用することによる資源循環型社会の構築や地域の活性化（地域資源の活用）など間接的な効果（運営事業者の回答）

- 間伐だけでは経済的波及効果は弱いと考えられるので、こうした需要が収入間伐や地域の雇用に直接的に結びつくのではと考える。
- 木材の供給が活性化すれば、品質保証の面からも良い原木の需要が高まるため、結果、間伐等森林の手入れができ、山の保水力等治山面でも効果が高まる。
- 人工林と言えども、元々自然にあるものの形を整える程度の加工であるから、不必要となった場合は、土に返りやすいため資源循環型の基本形と言える。

特定事業における要件や手続きの問題（運営事業者の回答）

- 県の指導のもと手続き等はスムーズに移行したと思うが、今後は、特定事業でなく、県レベルでの認可でよいのではと考える。

特定事業に関連する他の法制度等の問題（運営事業者の回答）

- 同条件下であれば、全国で木造の施設が建設できるよう制度の見直しを希望する。
- 地方経済に寄与すると県が認めた場合は、特定事業から除外すべきと思う。
- 木造で今回のような大型施設を建設する場合、RC造りと比較すると木材の乾燥期間が一定必要なため、工期が長くならざるを得ない。したがって、高齢者施設整備も含め、県の補助事業は基本的に単年度で完成するのが原則だと思うが、木造の場合は当初から複数年の事業を前提として取り組む必要があると感じる。
- 県が公共事業以外の民間事業においても、県産材を積極的に活用させたいとの意向があるのならば、補助金だけでなく県有林からの木材の現物の支給などがあれば、入札価格もある程度抑えることができ、木材を使用した施設建設にチャレンジしてみようかという事業者がもっと増えるのではないかと感じる。また、入札自体もスムーズにいくのではないかと感じる。
- 木造建築物の法定耐用年数（減価償却期間）が短期間であるため制度の見直しが必要。

本特定事業は、適用されている特区がこれまで1つしかない。適用事例が少ないことの理由として考えられるもの（地方公共団体、運営事業者の回答）

【県の回答】

木造は鉄骨造に比べて建築コストが高いことに加え、各種法令との調整及び特定事業の認定のための事務手続きが煩雑になることが考えられる。

【運営事業者の回答】

- 県の担当者と法人の熱意の違い。
- 提出資料の多さや、本科とは別サイドの認可が必要なため、余分な時間を要した。
- 大型であればあるほど、均一な材料での品質保証やメンテなど不安な要素が多くあるのでは。
- 民需での拡大が大事であるが、まず公共団体による木造の大型建築物が多くできることにより、建設に際しての不安が解消されるものとする。

② 規制所管省庁による調査結果

平成21年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 規制所管省庁名	厚生労働省
2. 特定事業の番号	933
3. 特定事業名	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

4. 弊害の発生に関する調査

4-1. 調査(その1) ※複数の弊害を想定して調査を行った場合は、弊害ごとに4-2以降同様の様式を用いて記述すること。

①	調査内容	本事業が定める設備要件・運営要件を満たすことによって、適用施設における安全性が確保されているかどうかについて、状況を把握するもの。
②	調査方法	特区認定に係る施設及びその施設が所在する地方公共団体(都道府県及び消防署設置市町村)に対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。
③	調査対象	特区認定に係る施設及びその施設が所在する地方公共団体(都道府県及び消防署設置市町村)
④	実施スケジュール	①アンケートの配布時期:平成21年10月中旬 ② " 回収時期:平成21年11月上旬
⑤	調査結果	<p>○都道府県・消防署・施設に調査を行い、以下の通り結果であった。</p> <p>○施設からの調査報告によれば、現在、防災上特段の支障が生じていないとしている。その要因として、以下の措置をとっていることを挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラーの設置 ・居室3室毎に延焼防止壁 ・居室から避難口まで30m以内 ・2階から地上へのスロープ、すべり台設置 ・緊急車両通行可能な有効幅員4mの車道確保 ・消防設備及び消防機関への通報する火災報知機の設置 ・8寸柱使用(燃えしろ部2寸角設定) ・オール電化設備の設置 ・避難訓練年3回以上の実施 ・宿直者の夜間見回り回数の増加 ・各フロア単位に、消防法施行令第3条第1項第1号の規定による甲種防火管理講習の過程を終了した者を配置 ・搬送法を用いた避難訓練の実施 ・ベッドを用いた重度者の避難訓練や車椅子使用者のすべり台を用いた避難訓練の実施 ・重度者や認知症の入所者を、1階入居棟で生活して頂き区画外への避難誘導が行いやすい環境作り <p>○都道府県からの調査報告によれば、現在、防災上特段の支障が生じていないとしている。その要因として、以下の措置をとっていることを挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラーの設置 ・防災物品の使用 ・防火管理体制の策定 <p>○消防署からの調査報告によれば、延焼抑制のために設置している防火戸について、避難時における開放動作に懸念があり、防災上支障が生じる恐れがあるとされている。</p> <p>○また、都道府県・消防署・施設の三者よりすべり台による避難については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護度の高い入所者が自主的に利用することは困難であること。(都道府県) ・すべり台は健康者以外使えない。(消防署) ・らせん状のすべり台では車椅子等の介助を要する入居者は、一人で降りることが難しい。(施設) <p>の通り、困難であるとの報告があった。</p>

⑥	<p>特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無</p>	<p>都道府県・消防署・施設の三者より、車椅子等の介助を要する入居者については、自主的にすべり台を用いて避難を行うことは困難であるとの報告があったが、都道府県・施設においては、重度の要介護者・認知症者を1階部分に入所させる等、現行の特例適用要件以外に独自の取り組みを行うことにより、安全性の確保がなされているとされており、現時点で弊害が発生しているものではない。</p> <p>また、消防署からの調査報告によれば、延焼抑制のために設置している防火戸について、避難時における開放動作に懸念があり、防災上支障が生じる恐れがあるとされているが、現時点で弊害が発生しているものではない。</p>
⑦	<p>全国展開により発生する弊害の有無</p>	<p>本特例適用施設においては、現在の特例適用要件以外にも施設独自の取り組みによる安全性の確保がなされ、現時点で弊害が発生しているものではないが、すべり台による避難については調査報告において困難とされるところであり、現状では本特例措置の全国展開は適当ではないと考えられ、さらに慎重に検討すべきである。</p>

③評価対象となる規制の特例措置の概要

特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）

<原則>

特別養護老人ホーム等の建物については、2階以上の階又は地階に居室等がある場合は、耐火建築物とする必要がある。（居室等が1階のみの場合は、準耐火建築物とすることができる。）

<関係法令>

- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（省令）

<取り巻く環境の変化>

2階建ての特別養護老人ホーム等であっても、木造の準耐火建築物とすることを認めることにより、施設、内装等への木材の利用等につながり、利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与するものと考えられた。

← 構造改革特区を活用することにより

2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることができる。

<主な要件>

- 入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるように屋外に確保すること。
- 火災の際に、当該避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう適切な訓練を定期的に行うこと。

認定計画数：1件（平成21年7月17日現在）

◎実際の取組事例



～高知県産材利活用推進福祉特区～

実施主体：高知県

高知県は、高齢化率が全国第3位と高く、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設への入所希望者も依然として多い状況にある。一方、本県は全国一の森林県であり、知事をトップとする「県産材利用推進本部」を設置し、県をあげて県産材の利用推進に取り組んでいる。今後、高齢者福祉施設の整備に当たり、処遇の質的向上が求められていることから、施設を木造化することにより、心身に優しく、健康的な癒しの空間を提供し、入所者の居住性、環境の向上等を目指す。

④評価対象となる規制の特例措置の別表

番号	933
特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第1項、第35条第1項、第46条、第55条第1項、第61条第1項及び第65条 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第124条第1項、第140条の4第1項及び第140条の16第1項 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第132条第1項、第153条第1項及び第167条第1項 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第4条第1項第1号、第41条第4項第1号及び第53条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホーム、一部ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、入所者及び入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・指定短期入所生活介護事業所、ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・指定介護予防短期入所生活介護事業所、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・介護老人保健施設、ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、2階建ての特別養護老人ホーム等について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特別養護老人ホーム等については、準耐火建築物とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるように屋外に確保すること。 2. 火災の際に、当該避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう適切な訓練を定期的に行うこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑤評価対象となる規制の特例措置のマニュアル

933 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、2階に居室等がある場合は、耐火建築物とする必要があります。木造で耐火建築物とすることは困難ですが、準耐火建築物とすることは比較的容易であり、2階建て準耐火建築物を認めることが、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等につながり、利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与することができます。

2. 特例の概要

2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 設備構造の要件

入所者の円滑な避難が可能となるような避難経路を、2階から地上に通じるように屋外に確保することを要件としています。

すべり台等の避難設備を設置したり、スロープを設置する等、各地方公共団体の判断により必要と考えられる避難経路を確保してください。

(2) 管理運営の要件

火災の際に上記の避難経路を有効に利用して、入所者の円滑な避難が可能となるように、定期的に訓練を行うようにしてください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画認定後に、その特区内において、新たに本特例措置の適用を受けようとする場合には、特区計画の変更認定を受ける必要はありませんが、本特例措置の適用状況を把握する必要があることから、適用を受ける事業所の概要（サービス種別、事業所名、住所等）を厚生労働省老健局あてに報告してください。（様式任意）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

認定特区一覧(933)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
1	高知県	高知県	高知県産材利活用推進福祉特区	高知県安芸郡芸西村の全域	高知県は、高齢化率が全国第3位と高く、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設への入所希望者も依然として多い状況にある。一方、本県は全国一の森林県であり、知事をトップとする「県産材利用推進本部」を設置し、県をあげて県産材の利用推進に取り組んでいる。今後、高齢者福祉施設の整備に当たり、質的な面での処遇が求められていることから、施設を木造化することにより、心身に優しく、健康的な癒しの空間を提供し、入所者の居住性、環境の向上等を目指す。	933

⑦平成20年度の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	933
②	特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。
⑤	評価	その他(平成21年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国展開にあたっては、人員配置が薄くなる夜間時における避難や、比較的避難困難な場所に位置する居室等からの重度の認知症・寝たきり高齢者の避難等、避難困難な状況を想定して避難訓練を実施し、その結果を元に本特例措置における安全性を検証する必要がある。 ・本特例措置の適用施設(全国で本特例措置に係る特区計画1件、その中で適用施設1件)において、現段階で弊害は発生していないが、当該施設は平成20年5月に開設したばかりであり、避難訓練については同年9月に日中の火災を想定して実施したのみである(いずれも調査時点)。 ・このため、現時点において全国展開の判断を行うことは時期尚早である。とのことである。 <p>本特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、本特例措置の適用施設において、夜間等避難困難な状況を想定し、かつ、本特例措置の適用施設に確保されている、地上へのすべり台等の屋外避難経路を活用した避難訓練を実施することによって、安全性が確認されれば、本特例措置の全国展開は可能であるとの規制所管省庁の考え方が示されたこと ・木材を施設の主材料とすることにより、入所者が快適に過ごせる空間の創出につながるほか、林業の振興への寄与などの副次的効果も期待することができること <p>から、平成21年度に評価を行い、特段の問題がなければ全国展開するものとする。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

⑧評価・調査委員会による調査結果（平成20年度実施分）

特定事業番号	933（医療・福祉・労働）
特定事業名	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
特定事業の内容	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、（木材を使用して）準耐火建築物とすることを可能とする。
措置区分	省令

<規制の特例措置に共通の質問項目（地方公共団体の回答）>

特定事業の概要など（発送数：1、回収数：1）						
都道府県	申請主体名 (地方公共団体)	特区の名称	進捗段階	予定との差	効果の 発現	効果の 内容
高知県	高知県	高知県産材利活用推進福祉特区	現在特定事業を実施中	認定時の予定通りに進んでいる	発現している	計画当初から期待していた効果

発現した効果の内容

- ・ スギやヒノキなどの木材を主材料として特別養護老人ホームを建設したことにより、入所者が快適に過ごせる空間の創設を行うことができた。また、県産材を使用することにより林業の振興にも寄与している。

特定事業における要件・手続きの問題

- ・ 立地条件や施設の構造等について、綿密な調査と協議が必要。

特定事業に関連する他の法制度等の問題

- ・ 介護保険法や建築基準法、消防関係の法令との調整が必要。

特定事業の実施に際しての地方公共団体の役割

- ・ 施設整備を行うにあたり、施設の構造や整備状況、災害対策等の施設の運営方針などについて適切な指導・助言を行い、安全面の確保を図っている。

特定事業の成功に向けての鍵

- ・ 高齢者福祉施設であり、災害等緊急時の避難経路の確保や防火対策の充実等が重要と考える。(本件は、階段状の地形であったため、2階部分の入所者に対しても平屋と同じような避難経路を確保することができている。また、防火対策についても基準以上の対策を施している。)

特定事業の将来に向けての展望等

- ・ 木造施設とすることによって居宅に近い環境を整えることができるため、高齢者が安心して生活を送ることができ、高齢者福祉の充実を図ることができる。
- ・ また、県産材の活用により、地域経済の活性化も図れる。以上のような観点から特別養護老人ホームのみではなく、高齢者福祉施設全般にわたって広域的な事業展開が行われることが望ましいと思われる。

<規制の特例措置毎に異なる質問項目>

特別養護老人ホーム等の建物の総数（地方公共団体の回答）

- ・ 84施設（特別養護老人ホーム51施設、介護老人保健施設31施設、指定短期入所生活介護事業所2施設）

特例を活用して準耐火建築物としている特別養護老人ホーム等の総数（地方公共団体の回答）

- ・ 1施設（特別養護老人ホーム）

火災などが発生した場合の安全性を確保するための措置や工夫（特別養護老人ホーム等の運営事業者の回答）

- ・ 消防設備・非常通報装置及び火災報知器設置
- ・ 居室3室ごとに延焼防止壁
- ・ 有効幅員4m（緊急車両進入可能）の施設外周道路設置
- ・ 避難訓練年3回以上
- ・ 燃え代設計（24cm角の柱）
- ・ オール電化
- ・ 各フロアから平行に避難経路設置（居室から避難口まで30m以内）

木材を多用する場合の建築コストや修繕等の維持コストに対する考え方（耐火建築物で設置した場合と比較した場合の価格の違いや費用捻出の工夫など）（特別養護老人ホーム等の運営事業者の回答）

- ・ RC構造と比較し、定額入札が困難（木造大型施設の実績が少なく、コスト管理で不確定な面が大きいため）。
- ・ 乾燥等による木の反りなどが若干発生している。維持管理コストの検討は現段階でしていない。
- ・ 3000㎡以下での区分けが必要で、防火扉が耐火建物の2倍必要となった。
- ・ 法定耐用年数がRCの半分以下であり、設計士の証明により延長されるが、法定どおりなら活動収支額がマイナスとなる。

施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等による施設利用者の変化（特に木材を多用したことによる評判・雰囲気の変化や利用者層の変化など）（特別養護老人ホーム等の運営事業者の回答）

- ・ 移転当初から穏やかな日常生活が送れているように思う。
- ・ 転倒等による骨折が皆無となった。体調不良による受診が激減した。
- ・ 家族の訪問が増えた。

特定事業の実施による経済的効果（特別養護老人ホームの経営面、地域経済、産業等）（特別養護老人ホーム等の運営事業者の回答）

- ・ 全国初の木造2階建てで県内外からの視察・取材が多い。
- ・ 使用木材の99%が県産材であり、一定（程度）木材需要に貢献したと考えている。

木材を多用することによる資源循環型社会の構築や地域の活性化（地域資源の活用）などの間接的な効果（特別養護老人ホーム等の運営事業者の回答）

- ・ （通常の）間伐だけでは経済的波及効果は弱いと考えられるので、（本特例措置の活用により）収入間伐や地域の雇用に直接的に結びつくのではと考える。

特定事業における要件や手続きの問題（考えられる改善策など）（特別養護老人ホーム等の運営事業者の回答）

- ・ 県の指導のもと手続き等はスムーズに移行したと思うが、今後は特定事業ではなく県レベルの認可でよいのではと考える。

特定事業に関連する他の法制度等の問題（特別養護老人ホーム等の運営事業者の回答）

- ・ 同一条件下であれば全国的に実施できるよう制度の見直しを希望する。
- ・ 地域経済に寄与すると県が認めた場合は特定事業からの除外を希望する。
- ・ RC構造と比較して、木材の乾燥等が必要なため工期が長くなる。県の補助事業は単年度完結が原則だが、木造の場合は複数年事業を前提として取り組む必要があると感じる。

特定事業の適用事例が少ない理由として考えられること（地方公共団体、特別養護老人ホーム等の運営事業者両方の回答）

〔地方公共団体の回答〕

- ・ 介護保険法や建築基準法、消防関係の法令など多岐にわたる調整が必要であり、実現していなかったと考えられる。

〔特別養護老人ホーム等の運営事業者の回答〕

- ・ 県の担当者の熱意の違い。
- ・ 提出資料の多さや、本科とは別サイドの認可が必要など、多大な時間を要する。

以上

⑨規制所管省庁による調査結果

平成20年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 規制所管省庁名	厚生労働省
2. 特定事業の番号	933
3. 特定事業名	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	本事業が定める設備要件・運営要件を満たすことによって、適用施設における安全性が確保されているかどうかについて、状況を把握するもの。
②	調査方法	・特区認定に係る施設及びその施設が所在する地方公共団体(都道府県及び市町村)に対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。
③	調査対象	・特区認定に係る施設及びその施設が所在する地方公共団体(都道府県及び市町村)
④	実施スケジュール	・調査票による調査については、平成20年10月に調査票を配布、平成20年10月末から平成20年11月上旬目途で調査票を回収、平成20年11月に厚生労働省においてとりまとめ。
⑤	調査結果	<p>○都道府県・市町村・施設に調査を行い、以下の通りの結果であった。</p> <p>施設・都道府県・市町村ともに、現在、防災上特段の支障が生じていないとしている。その要因として、以下のような施設独自の措置をとっていることが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室3室ごとに延焼防止壁。 ・避難訓練を年3回実施。 ・災害時の避難を考え、重度の要介護者・認知症者を1階部分に入所。 ・各居室から避難口までの距離を30m以内に設定。 ・もともとの敷地の形状を活用し、入所者が実質平屋建てと同様に避難できる構造を取っていること。 <p>また、その他講じている措置として、地元消防署及び地元消防団との避難訓練等における連携も挙げられている。</p>
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	当該施設については、平成20年5月に開設したばかりであり、避難訓練についても、本年9月に日中想定火災について一度実施したのみであるが、当該施設において、現段階での弊害は発生していない。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	全国展開にあたっては、人員配置が薄くなる夜間時における避難や、比較的避難困難な場所に位置する居室等からの重度の認知症・寝たきり高齢者の避難等、避難困難な状況を想定し避難訓練を実施し、その結果を元に本特区措置における安全性を検証する必要があると考えられるが、その実施状況は⑥の記載の通りであるため、現時点において全国展開の判断を行うことは時期尚早であると考えられる。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(H21. 5. 29～ 五十音順)

氏 名	職 業 等
かしたに たかお ◎ 榎谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事
かねこ いくよう 金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
くろかわ かずよし 黒川 和美	法政大学大学院政策創造研究科教授
さとう ひろき 佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
しまもと こうじ 島本 幸治	BNPパリバ証券会社東京支店投資調査本部長 兼チーフストラテジスト
ほうじ せんた 傍士 銚太	財団法人日本経済研究所専務理事
やくしじ みちよ 薬師寺 道代	愛知みずほ大学大学院教授
やまね たえ 山根 多恵	温泉津温泉吉田屋女将
よさの はじめ 與謝野 肇	(株) ビジネスパスポート代表取締役社長
よねだ まさこ 米田 雅子	慶應義塾大学理工学部教授

※ ◎は委員長

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿
(平成 21 年 6 月 2 日～)

医療・福祉・労働部会

【評価・調査委員会委員】

氏 名	職 業 等
さとう ひろき <input type="radio"/> 佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
やくしじ みちよ 薬師寺 道代	愛知みずほ大学大学院教授
よさの はじめ 與謝野 肇	(株)ビジネスサポート代表取締役社長

【評価・調査委員会専門委員】

氏 名	職 業 等
こまむら こうへい 駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
さかきばら のりこ 榊原 智子	読売新聞東京本社編集部生活情報部記者
たしろ たかお 田城 孝雄	順天堂大学医学部准教授
なかむら のりこ 中村 紀子	(株)ポピンズコーポレーション代表取締役
ますだ ひであき 増田 秀暁	NPOココロネット理事長

※ ○は部会長

教育部会

【評価・調査委員会委員】

氏 名	職 業 等
かねこ いくよう ○ 金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
くろかわ かずよし 黒川 和美	法政大学大学院政策創造研究科教授
しまもと こうじ 島本 幸治	BNPパリバ証券会社東京支店投資調査部長 兼チーフストラテジスト
やくしじ みちよ 薬師寺 道代	愛知みずほ大学大学院教授

【評価・調査委員会専門委員】

氏 名	職 業 等
かねこ もとひさ 金子 元久	東京大学大学院教育学研究科教授
しろた あきひさ 代田 昭久	杉並区立和田中学校長
はよう まさあき 葉養 正明	国立教育政策研究所教育政策評価研究部教授

※ ○は部会長

地域活性化部会

【評価・調査委員会委員】

氏 名	職 業 等
かしたに たかお <input type="radio"/> 榎谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事
くろかわ かずよし 黒川 和美	法政大学大学院政策創造研究科教授
しまもと こうじ 島本 幸治	BNPパリバ証券会社東京支店投資調査部長 兼チーフストラテジスト
ほうじ せんた 傍士 銑太	財団法人日本経済研究所専務理事
やまね たえ 山根 多恵	温泉津温泉吉田屋女将
よねだ まさこ 米田 雅子	慶應義塾大学理工学部教授

【評価・調査委員会専門委員】

氏 名	職 業 等
うめだ じろう 梅田 次郎	(株)日本能率協会コンサルティング、構造改革 推進セクター・行政経営アドバイザー
なかい のりひろ 中井 検裕	東京工業大学工学部社会工学科教授
なかにし もとやす 中西 幹育	(株)事業創造研究所会長、静岡大学客員教授
にしやま のりひこ 西山 紀彦	元三菱化学専務取締役

※ ○は部会長

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)
(抄)

Ⅱ. 具体的な対策

6. 「国民潜在力」の発揮

(1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

②構造改革特別区域(特区)制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

＜具体的な措置＞

○特区制度の活用

- ・ これまでの特区提案(第1次～16次)のうち、第16次提案について処理を促進(来年1月中を目途に結論)するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- ・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け、速やかな処理に努める(平成22年3月末まで)。